

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

28. 障害支援区分認定を迅速・適切に行ってください。

- ① 支援区分更新時に、行政上の手続きが遅れる場合があり、それに伴い受給者証の発行も遅れて、事業所の報酬請求が何か月もできなくて、実質的な「ただ働き状態」になる場合が生じました。こういう場合の措置として、新しい受給者証が発行されるまでの間は、元の支援区分や支給量で利用できるようにしてください。そうしないと、利用者も事業所も負担が大きいです。

（回答）

- 国が示す「介護給付費等に係る支給決定事務等について」において、「「支給決定及び地域相談支援給付決定の更新」は、通常の実給決定及び地域相談支援給付決定として行うものであるが、支給決定及び地域相談支援給付決定に係る障害者等のサービス利用に支障が生じないように、更新前の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が満了するまでに障害支援区分の認定（必要な場合に限る。）を含めて支給決定及び地域相談支援給付決定の更新手続きが終了するよう留意する必要がある。」とされています。
- 大阪府においては、適切な利用者支援の観点から、支給決定等の有効期間の終了等に伴う空白期間が生じることのないよう、適正な事務手続きに要する期間を十分考慮し、遺漏なく利用者に対して更新申請の勧奨を行う等、更新手続きが適切になされるよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

28. 障害支援区分認定を迅速・適切に行ってください。

- ② 各市町村において、障害当事者の骨折などの緊急時の障害福祉サービス支給量決定は、ケースワーカーとしての専門性を身に着けた職員を配置して、相談支援事業所任せにせず、共有と連携を行い、職員が即座にアウトリーチに対応する等、市町村の現状把握を行いその改善を敏速に行うように働きかけてください。

（回答）

- 市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障がい者等の障がい支援区分又は障がいの種類及び程度、当該障がい者等の介護を行う者の状況、当該障がい者又は障がい児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定するものとされています。
- また、市町村は、支給決定又は地域相談支援給付決定前における緊急やむを得ないサービス利用等の場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等、地域相談支援又は基準該当障害福祉サービス（支給量又は地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費を支給することができるとされています。
- 大阪府としては、支給決定にあたっては、国通知「介護給付費等の支給決定等について」等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう市町村に通知しており、各市町村がそれぞれの状況を踏まえ適切かつ柔軟に支給決定するとともに、特例介護給付費等の支給を必要とする障がい者に適切に決定するよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

29. 重度訪問介護の充実を図ってください。

- ① 重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等としても利用できるようにしてください。

（回答）

- 国通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」において、「介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの」として「同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等」と示されています。

大阪府としては、同通知の主旨に基づき、一律に介護保険サービスを優先せず、個別のケースに応じ、具体的なサービス利用意向を把握した上で、申請者が必要としている支援内容がどのサービスで可能なのかを適切に把握し、適切な支給決定を行うよう市町村に対し助言しております。

- また、令和3年度から、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援促進事業として、個別事業化されたところですが、大阪府としては、重度障がい者等の就労中における介助については、本来ナショナルミニマムで実施する性質のものであり、自治体に過度な負担が生じることのないよう全国一律の制度として法定給付化されることが望ましいと考えられるため、財源は国の責任において確実に措置するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

- 重度訪問介護については、国の報酬告示により「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。」と定められており、通勤、通学等については、対象として認められていません。

○ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用については、これまで「障害支援区分6」の者のみが対象とされていたことから、対象者の拡大について、要望してきましたが、令和6年4月の報酬改定で「支援区分4」に拡大されたところです。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 (傍線部)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 (波線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

30. 高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。

- ①-1 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな「利用料一割負担」を廃止するよう強く国に要望してください。あわせて和歌山市で実施されている、就労施設を利用する在宅の障害者の経済的負担の軽減を図り、就労支援、社会参加の促進及び自立を図るため、利用者負担額の全部又は一部を助成する制度である『和歌山市障害者就労施設利用者負担助成制度』のような府独自の救済策を講じてください。

（回答）

- 利用者負担につきましては、大阪府においては、これまでも国に対し、低所得者層への負担軽減の措置など、制度改善を求めてきております。
- 累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となっています。
- また、障害者総合支援法では、収入が著しく減少した場合に、市町村の判断により利用者負担が減免できるとされています。
- 障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、大阪府において、就労支援施設の利用者等のための独自施策を実施することは難しいものの、障害者総合支援法に基づく障がい者支援制度が全ての障がい者にとって地域で安心して暮らすことができるものとなるよう、国に対し利用者負担の軽減措置等の充実を求めるとともに、利用者負担上限月額の適切な認定等について、市町村への助言を適宜行ってまいります。
- また、障がい者の就労支援、社会参加の促進及び自立を図るため、大阪府では、大阪府工賃向上計画支援事業にて、共同受注窓口の運営や工賃向上セミナーなどを通じて事業所の工賃向上支援をするなど、引き続き障がい者の就労及び自立支援に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課 (傍線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

31. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。

- ① 自立訓練事業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者・家族のさらに学びたいとのねがいが受けとめられるように、市町村・市町村審査に「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」（令和3年3月26日、厚生労働省・事務連絡）の趣旨を徹底してください。また、利用期間2年の有期限を4年間の延長が可能となるよう国に強く働きかけてください。引き続き「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者と大阪府福祉部障がい福祉室との懇談の場を設けてください。

（回答）

- 自立訓練は、障害者総合支援法に定められた、障がい福祉サービスです。
- 厚生労働省令で定める標準利用期間は二年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、三年間）と定められております。さらに、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間（原則1回）の支給決定期間の更新が可能とされております。
- 自立訓練の標準利用期間については、サービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定されているところであるが、当該期間が適切な期間であるか検証し、必要な措置を講ずるよう、引き続き、国に対し要望してまいります。
- また、「学びの場」について、生徒や保護者等の皆様にご活用いただけるよう、引き続き、関係機関に対する情報提供を行うとともに、府のホームページにおける情報公表を進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課 (傍線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

31. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。

- ② 障害福祉サービスを活用した学びの場に通う学生（利用者）には通学定期や各種学割がありません。大阪府として「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で認証した学びの場の学生に「在学証明書」並びに「通学証明書」を発行するとともに、ＪＲ西日本や関西鉄道協会などにはたらきかけ通学定期や学割が利用できるようにしてください。大阪府として市町村に対して交通費等を一部支給する更生訓練費給付事業を実施する市町村が拡大するように働きかけるとともに、学びの場に通う学生の通学負担軽減のための補助金を創設してください。また、大阪府として通学（通所）保障のための施策について卒後の学びの場・専攻科を実現する会と懇談する機会を設けてください。

（回答）

- 障がいのある者の学校卒業後等の学びの場については、障害者総合支援法に基づき行われる、自立訓練や就労継続支援Ｂ型等の障がい福祉サービスを活用し実施しているものです。
- 更生訓練費については、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の市町村任意事業に位置付けられているため、事業の実施は市町村の判断となっています。
- 障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、交通費等の実費は自己負担となっていますが、この交通費実費部分について、大阪府独自に補助制度を設けることは困難です。

○ これまで、大阪府においては他府県とともに、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう国に対し要望してきたところですが、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 (傍線部)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

31. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。

④ 学びの場に通う障害のある青年たちに行き届いた丁寧な支援ができるように職員配置基準と報酬単価を見直し事業の継続が図れるように、国に働きかけてください。

（回答）

○ 自立訓練は、障害者総合支援法に定められた、障がい福祉サービスです。

○ 大阪府においては、障がい福祉サービスにおける人員配置基準や報酬額について必要な改善を図るよう国に要望しており、今後も要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課（傍線部）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ① 児童施設の超過齢者も含めた大阪府内の施設入所待機者の状況を明らかにするため、「令和５年度施設入所の待機者に関する実態調査」に相当する調査を毎年継続して実施してください。その際「待機者」の定義を明らかにするとともに、2023年調査結果の施設利用の「消極的理由」の中の「二次的理由」に含まれるであろう、高齢介護者家族の介護力の低下について掘り下げた分析をおこなってください。年々深刻さを加える家族介護から、家族が暮らす身近な地域での社会的介護による暮らしに移行できるよう、入所施設を含めた社会資源を計画的に整備してください。

（回答）

- 「施設入所の待機者に関する実態調査」については、昨年度に引き続き、今年度は大阪市を含めた府内全市町村を対象に、令和６年８月に実施しました。
- 今年度の調査については、地域生活の継続の可能性に視点をおいて、昨年度の調査を掘り下げ、「地域生活の継続の可能性を検討した結果」や「検討していない場合はその理由」を追加しました。また、昨年度の「入所希望の理由」については「待機している理由」とし、地域生活を継続するための障がい福祉サービスの内容や、家族等の希望により待機している場合の理由を追加するなど、調査項目を変更して実施しました。
- 待機者の定義については、国においても昨年１２月に「入所施設待機者の把握状況調査」を実施しているところであり、今後、国の動向を注視してまいります。

- 大阪府では、令和 5 年度に実施した調査結果を踏まえ、「障がい者の地域生活の継続を支援するための体制整備」を推進するため、市町村及び事業所等への支援を強化し、相談支援体制の充実・強化や地域での支援体制の整備を図るため、入所施設等からの地域生活への移行及び地域生活の継続に向けた「地域生活推進事業費補助金」や「重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」等を、知事重点事業に位置付け実施しているところです。
- 引き続き、地域で安心して生活を継続していただけるよう、市町村をはじめ関係機関と連携し、地域の支援体制の整備に、取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ⑤ 「地域における障がい者等の支援体制の再構築に向けた提言」（令和 5 年 3 月、大阪府自立支援協議会）に基づき、府内入所施設について重度化・高齢化に対応した生活支援機能の強化が図られるよう、大阪府として独自の施策を講じてください。

（回答）

- 大阪府障がい者自立支援協議会の「地域における障がい者等への支援体制について」の提言において、入所施設の機能を最大限に活用して、持続性のある地域共生社会の実現することが重要であるとして、入所施設が今日的に備えていくべき機能等として、「集中支援機能」「生活支援機能」「緊急時生活支援機能」の 3 つの機能が示されました。
- その中で、「生活支援機能」については、入所者の意思決定支援が十分に行われた上で、本人が希望する場合や心身特性に応じて支援期間が長期間となることが見込まれる場合には、入所者の「生活の質を担保する」機能が重要であることが示されています。
- 府としては、入所施設が「生活支援機能」を含めこれら 3 つの機能を果たしていけるよう、施設や本人等への地域生活推進の意識醸成を図る「大阪府地域生活推進事業費補助金」等を活用して入所施設に働きかけることで、入所施設における機能充実が図られるよう支援していきます。
- 重度化・高齢化する障がい者やその家族が地域で継続して安心して生活いただくために、市町村をはじめとする関係機関と連携を図り、必要な支援が届くよう取り組んでいきます。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ⑦ 施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、支援の実態に合わせて必要な者には 31 日の支給決定を行うよう市町村に働きかけてください。

（回答）

- 国通知「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」において、「原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用すること」とされています。ただし、同通知において、例外として、3つの要件が示されており、そのうち③として、「心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。」とされています。
- 大阪府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえ適切に支給決定されるよう、国通知を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

38. 相談支援事業の拡充を図ってください。

- ④ 「特定相談支援」の下では、相談支援機関がニーズアセスメントをする前に、障害支援区分が確定しており、各行政の支給決定ガイドラインにより本人の利用できる福祉の種別と量（時間）が決まります。そのため、多くの相談支援機関は、その支給決定の範囲で利用できる支援の紹介にとどまっています。本人のアセスメントに基づき、必要な支援が認定されるようにしてください。

（回答）

- 市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障がい者等の障がい支援区分又は障がいの種類及び程度、当該障がい者等の介護を行う者の状況、当該障がい者又は障がい児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定するとされています。
- 本府としましては、計画相談支援の円滑な実施のためには、利用者への説明及び意向確認を適切に行うことが必要であり、計画相談支援について十分に説明して活用を促し、必要に応じてモニタリングを行うなど柔軟な対応について、事業者には十分周知するよう、市町村に働きかけています。
- また、適切なサービス等利用計画を作成するために必要な相談支援専門員を確保するため、相談支援従事者研修の充実に努めているところです。
- 併せて、相談支援専門員、基幹相談支援センター及び市町村等が、サービス等利用計画の評価を行う際の視点やしくみ、市町村の取組事例をまとめた「大阪府サービス等利用計画サポートツール～相談支援の質の向上に向けて～」を周知するなど、相談支援の質の向上に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 (傍線部)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

44. 盲ろう者や聴覚障害者の福祉事業所利用について、大阪市は月 5000 円を限度（原則・定期券）として通所日の報告を条件に交通費を一部負担しています。大阪府でも同様の制度を創設してください。

（回答）

○ 障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、交通費等の実費は自己負担となっていますが、この交通費実費部分について、大阪府独自に補助制度を設けることは困難です。

○ これまで、大阪府においては他府県とともに、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう国に対し要望してきたところですが、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

また、現行の送迎加算の拡充について、盲ろう者や聴覚障がい者は、近隣事業所では意思疎通支援のできる者がいないことなどから、遠方の事業所を選択せざるを得ず、利用者の負担軽減の観点から送迎加算の拡充等について検討するよう要望をしておりますので、今後も引き続き国へ要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

45. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。

② 入院時にヘルパー派遣が認められない場合、やむを得ず自己負担による支援を受けざるを得ません。入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度を創設してください。

（回答）

○ 意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第77条に基づき地域生活支援事業の必須事業として、市町村が実施することとされています。事業が円滑に実施できるよう、事業実績を踏まえた2分の1の国庫補助を確保するとともに、地方負担分についても、十分な交付税措置を行うよう、国に要望しております。

○ 本府独自で入院時に洗濯や、買い物等の支援に係る費用助成制度を創設することは困難です。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

45. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。

- ③ 退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

（回答）

- 国通知「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」において、「コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能」とされています。
- また、国通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」において、事業対象者を「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」としており、また利用範囲についても、入院中における利用も可能とされているところです。
- さらに、国通知「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」において、同行援護、行動援護及び重度訪問介護（以下「同行援護等」という。）の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができるとなっています。

○ 大阪府においては、市町村に対し、国通知の内容を周知してまいります。
(回答部局課名) 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

47. 大阪・関西万博に際しては聴覚障害者への情報提供に十分な配慮を行ってください。

- ① 聴覚障害者が緊急情報・通常放送を問わずすべての情報にアクセスできるようにしてください。マスク装着の際には受付・窓口スタッフには透明マスクを着用してください。
- ② 案内動画には国際手話を入れてください。

（回答）

- 大阪・関西万博では、ユニバーサルデザインによる「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」をめざしており、博覧会協会において検討会での議論を踏まえ、昨年8月に「ユニバーサルサービスガイドライン」が公表された。
- 本ガイドラインでは、万博会場における聴覚に障がいのある来場者に対する配慮内容として、手話対応や、デジタルサイネージによる多言語に対応した字幕などの文字情報の掲示、展示内容を説明した印刷物の配布、催事において手話通訳や字幕表示がある場合は、舞台や映像が見やすい観覧スペースの確保などの取組例が示されている。
- 現在、このガイドラインに沿って、障がい当事者や外国の取組みに詳しい有識者等の意見を聞きながら、会場での一部サイネージ等で、国際手話を活用する準備を進められている。
- 加えて、世界中から多くの方をお迎えする万博会場アテンダントやボランティアの皆さまにも、こうした取組みを踏まえて活動いただけるよう、聴覚障害をはじめ、さまざまなサポートが必要な方への対応等を習得する「ユニバーサル研修」を実施しているところ。
- 引き続き、すべての人々に快適に楽しんでもらえるよう、博覧会協会や関係部局とともに、しっかりと進めていく。

(回答部局課名)

万博推進局 企画部 企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

63. 大阪府内の各自治体が全戸配布している防災マップや計画など（ハザードマップ以外）については、視覚障害に配慮したかたちで周知できるようにしてください。例えば国土交通省のホームページの「重ねるハザードマップ」のように、居住地に対応した災害情報を容易に理解できるよう音声CDや触地図などで提供してください。

（回答）

○ 大阪府地域防災計画には、視覚障がい者を含む要配慮者・避難行動要支援者の方々にも配慮して防災知識の普及啓発を行うよう示すとともに、府内市町村に対しても、会議の場などで、点字版、音声版など視覚障がい者に配慮したハザードマップの作成事例を紹介するなど、働きかけを行っております。

（回答部局課名）

危機管理室 防災企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目） <参政権> 77. 視覚障害者が同行援護により投票した際には、その費用を公費で保障してください。
（回答） ○ 御要望の、同行援護を利用した際の自己負担分を、選挙時限り公費で負担することは、現時点で国において制度化されておらず、導入は難しいものと認識しています。
（回答部局課名） 選挙管理委員会事務局

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<参政権>

79. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。

② 投票箱に投票の種類を点字でも表示して、視覚障害者本人が確認できるようにしてください。

（回答）

○ 投票箱への点字による選挙名の表示については、昨年8月に市町村選挙管理委員会に対し、導入等の状況調査を行ったところです。

○ 調査の結果、

- ・ 点字の表示は大阪市城東区及び豊中市において実施していること
- ・ 未導入の主な理由として事務量の増加や選挙名の表示誤りなどの事務上のミスが生じる懸念があること

などが判明しました。

○ 投票所の設置に係る事務は市町村が担うものであり、投票時の視覚障がい者の方々への配慮についても市町村が責任をもって行うものと認識しておりますが、府としても、市町村の意見を聞きながら、必要に応じて取組への支援を行ってまいります。

選挙管理委員会事務局

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。